

鴻巣市

介護予防・日常生活支援 総合事業のご案内



～ 住み慣れたまちでいつまでも
自分らしく暮らすために ～



鴻巣市

介護予防・日常生活支援 総合事業のご案内



《目次》

- 介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・・・・・・・・ P 1
- 総合事業を利用できる方・・・・・・・・・・ P 2
- 総合事業利用までの流れ・・・・・・・・・・ P 3
- 介護予防・生活支援サービス事業・・・・・・・・・・ P 4
 - ☆利用の手順・・・・・・・・・・ P 4
 - ☆利用者の負担・・・・・・・・・・ P 5～P 6
 - ☆サービスの種類・・・・・・・・・・ P 6
 - 訪問型サービス・・・・・・・・ P 6～P 7
 - 通所型サービス・・・・・・・・ P 8
- 一般介護予防事業・・・・・・・・・・ P 9～P 10
- 介護予防手帳・・・・・・・・・・ P 11
- 地域包括支援センター・・・・・・・・・・ P 12～P 13



介護予防・日常生活支援総合事業とは

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防することが大切です。そのためのしくみとして、平成27年の介護保険法の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が創設されました。

鴻巣市では、平成29年4月から総合事業を開始しています。

要支援1・2の方が利用する訪問介護と通所介護が総合事業に移行

予防給付（要支援者に対するサービス）のうち訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）は総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」に移行され、平成29年4月から鴻巣市独自の訪問型サービス、通所型サービスとなりました。

本市では、訪問型サービス、通所型サービスともに、従前の予防給付相当サービスと、事業者等の基準を緩和した**基準緩和型サービス**の2種類を実施しています。

平成29年3月まで

平成29年4月から

介護給付（要介護1～5）

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリなど

介護予防給付（要支援1・2）

訪問介護、通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

- ・はつらつ生活支援サービス（基準緩和型）
- ・介護予防訪問介護相当サービス（予防給付相当）
- ・短期集中訪問型栄養指導
- ・短期集中訪問型リハビリテーション

○通所型サービス

- ・はつらつデイサービス（基準緩和型）
- ・介護予防通所介護相当サービス（予防給付相当）

介護予防事業

一般介護予防事業

- はつらつ健康スタジオ、サロンなど

多様な主体による多様なサービスを展開していきます

高齢者を含めた幅広い世代の住民、NPO、ボランティア、事業者等、様々な人や団体がサービスの担い手となることにより、高齢者に対する生活支援等を充実していきます。

社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します

「心身機能」だけでなく、「参加」「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

総合事業を利用できる方

介護予防・生活支援サービス事業

- ☆要介護（要支援）認定申請により、要支援1・2の認定を受けた65歳以上の方（第1号被保険者）および40～64歳の方（第2号被保険者）
- ☆基本チェックリスト^{※1}の結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（「事業対象者」といいます）

※1 基本チェックリストとは・・・

基本チェックリストとは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを確認する調査票です。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定に該当することで、サービスを利用できます。基本チェックリストの実施については、市役所または地域包括支援センターへご相談ください。

Memo



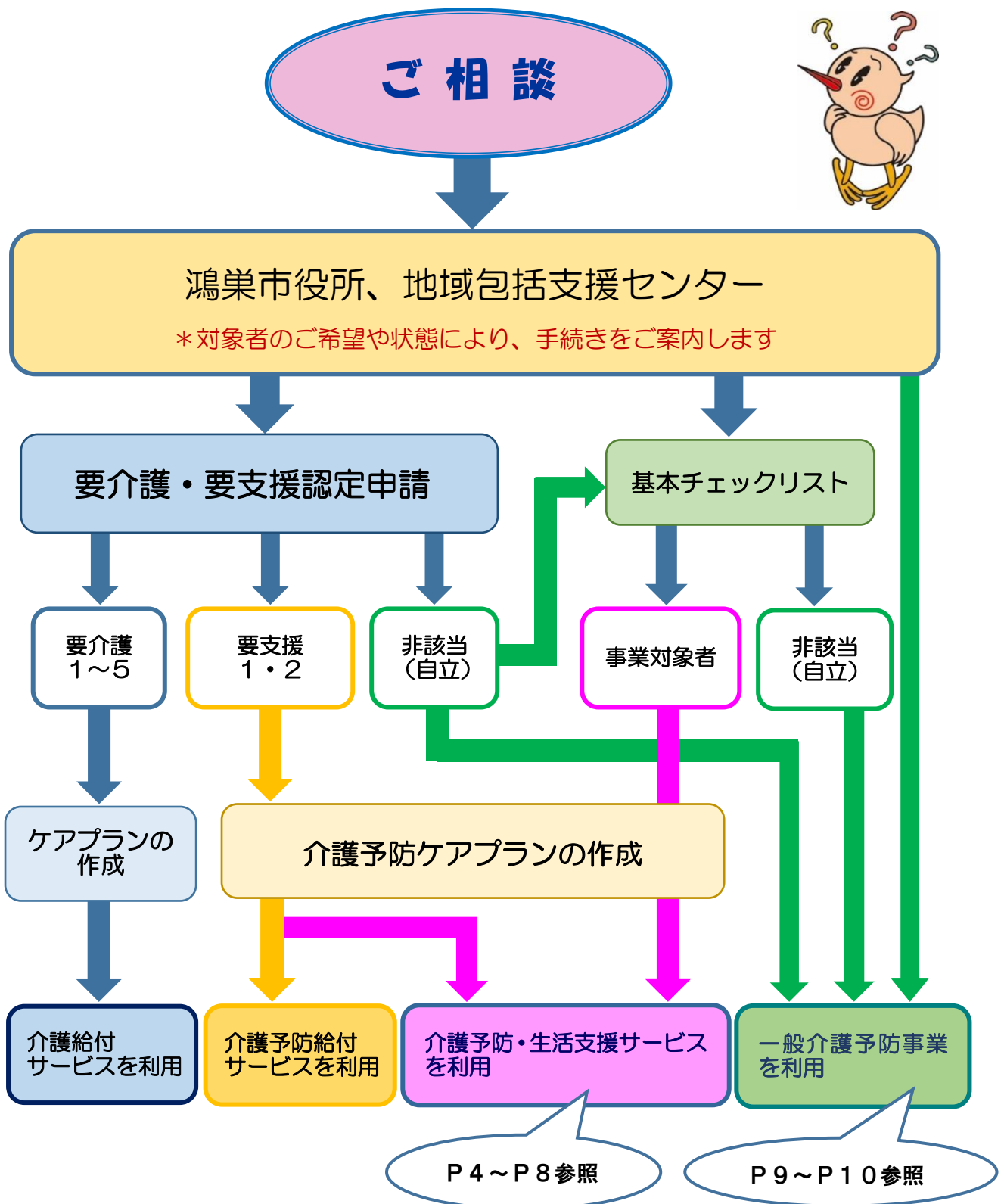
一般介護予防事業

- ☆65歳以上の方（第1号被保険者）、また一般介護予防事業の実施にあたり、その活動を支援する方



総合事業利用までの流れ

生活する上で何かお困りのことがありましたら、まずにご相談ください。
相談したいことや希望するサービスをお伝えください。



介護予防・生活支援サービス事業

「介護予防・生活支援サービス」は、利用者が要介護状態となることを予防し、自身の能力を最大限に活かすことができるように、自立支援に向けた生活上の目標を達成するためのサービスです。

サービスを利用できる方は、要支援1・2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）です。

要支援1・2の方は、訪問介護と通所介護以外の予防給付のサービスも利用できます。

利用の手順



①お住まいの地域担当の地域包括支援センターへご連絡ください

「介護予防・生活支援サービス」の利用を希望する場合には、お住まいの地域担当の地域包括支援センターへ、まずはお電話でご連絡ください。（無料）

②ご本人の心身の状況や生活の様子をお伺いします

地域包括支援センターの職員等がご自宅を訪問し、ご本人の心身の状況や生活の様子を伺い、サービス内容等についてご説明します。サービス利用の意向が決定したら契約を結び、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を市へ提出します。

③サービス利用計画（介護予防ケアプラン）を作成します

ご本人の状況などから、自立支援に向けた生活上の目標を定め、それを実現するために必要なサービスと利用回数などについて、地域包括支援センターの職員等と相談しながらサービス利用計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

④サービスを利用します

サービス利用計画（介護予防ケアプラン）に基づき、サービスを利用します。

⑤定期的に状況を確認し、必要に応じて計画を見直します

サービス利用により心身の状況は変化していきます。定期的に状況を確認し必要に応じてサービス計画を見直し、サービス内容を組み替えていきます。



利用者の負担

●サービスを利用したときは、サービス費の1割、2割または3割を支払います。

※ただし、災害など特別な事情もなく、介護保険料を滞納していると、利用者負担割合の引き上げ等の措置がとられる場合があります。

利用者負担割合について

☆一定以上の所得がある方は、利用者負担の割合が2割または3割になります。

《2割負担の方とは・・・》以下のいずれかに当てはまる方

- ① 本人の合計所得金額^{※2}が160万円以上220万円未満で、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が、本人のみの単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で合計346万円以上の場合
- ② 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が、本人のみの単身世帯で340万円未満、2人以上世帯で合計463万円未満の場合

《3割負担の方とは・・・》

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が、本人のみの単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で合計463万円以上の場合

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、

土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

平成30年度の税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、影響のないように調整しています。

負担割合証について

負担割合は、前年の所得等によって毎年判定し、7月に新しい負担割合証をお送りします。有効期間は8月1日から翌年7月31日です。

新たに要支援認定を受けた方（転入により、以前の認定を引き継いだ方を含む）、新たに基本チェックリストにより事業対象者に該当した方、負担割合証の記載内容に変更があった方には、その都度作成しお送りします。

サービスを利用する際は、地域包括支援センター等のケアマネジャー及びサービス事業者に被保険者証と負担割合証をご提示ください。

サービスの支給限度額(1ヶ月)

☆状態区分ごとに1ヶ月に利用できる金額の上限(支給限度額)が設けられています。
支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

	支給限度額(※3) (1ヶ月)	利用者負担 (1割の場合)	利用者負担 (2割の場合)	利用者負担 (3割の場合)
事業対象者(※4)	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円

(※3) 実際の支給限度額は金額ではなく単位で定められており、利用するサービスの種類により1単位あたりの金額は異なります。上の表は1単位10円で計算しています。

(※4) 事業対象者の支給限度額は原則要支援1と同額です。ただし、利用者の状態により、市が必要と認める場合には、例外的に要支援2の限度額まで利用可能です。

サービスの種類

☆総合事業のサービスには、「訪問型サービス」と「通所型サービス」があります。
利用にあたっては、地域包括支援センター等によるサービス利用計画(介護予防ケアプラン)の作成が必要になります。
サービス利用計画(介護予防ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

訪問型サービス

○短期集中訪問型栄養指導

管理栄養士が3か月間自宅を訪問し、利用者やその家族に対し、栄養改善のための指導(食材の選び方、献立、食事摂取、調理方法等)を行います。

なお、サービスを利用するときの自己負担はありません。



○短期集中訪問型リハビリテーション

リハビリテーション専門職が3か月間（必要と認められる場合は、最長6か月間）自宅を訪問し、自立した生活を送れるように、家での動きや生活の工夫についてのアドバイス、自宅でできるトレーニングの提案など、個人に合わせた相談支援を行います。

●自己負担額（1回につき）

40分	500円
60分	750円



○はつらつ生活支援サービス

市の研修等を修了した「はつらつ介護ヘルパー」等が自宅を訪問し、生活援助（掃除、買い物、調理、洗濯等）を利用者とともにやり、生活の中でできることを増やします。

●自己負担のめやす（1ヶ月につき）

加算分等は別途負担となります。

	1割の場合	2割の場合	3割の場合
週1回程度の利用	981円	1,961円	2,942円
週2回程度の利用	1,958円	3,916円	5,874円
週2回を超える利用 (要支援2相当のみ)	3,108円	6,215円	9,322円



○介護予防訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護と同じ基準のサービスです。ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助（掃除、買い物等）を利用者とともにしたり、身体介護（食事や入浴等の介助）の支援を行い、生活の中でできることを増やします。

●自己負担のめやす（1ヶ月につき）

加算分等は別途負担となります。

	1割の場合	2割の場合	3割の場合
週1回程度の利用	1,226円	2,451円	3,676円
週2回程度の利用	2,448円	4,896円	7,343円
週2回を超える利用 (要支援2相当のみ)	3,884円	7,767円	11,651円



通所型サービス(デイサービス)

☆デイサービスセンターなどで、生活機能の維持向上のための機能訓練やレクリエーション等のサービスが日帰りで受けられます。

○はつらつデイサービス

介護保険施設などで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、レクリエーション、認知症予防の脳トレなどのサービスが日帰りで受けられます。事業所によりサービス提供時間や、実施内容に特色があります。

●自己負担のめやす (基本報酬分・1回につき)

- ・加算分や食費・日常生活費は別途負担となります。
- ・1月に5週ある月で、下記の場合は月額となります。

(サービス事業所1ヵ所利用の場合のみ月額)

注：週1回程度利用の方で、1月に5回以上の利用

注：週2回程度利用の方で、1月に9回以上の利用



<サービス提供時間区分 1回あたり>

	1割	2割	3割
2.5時間以上～5時間未満	323円	645円	968円
5時間以上～7時間未満	333円	666円	999円
7時間以上～9時間未満	343円	686円	1,029円

●利用回数のめやす

要支援1・事業対象者	週1回程度
要支援2・事業対象者(※5)	週2回程度

○介護予防通所介護相当サービス

旧介護予防通所介護と同じ基準のサービスです。食事や入浴のサービス、生活機能の維持向上のための体操、レクリエーションなどのサービスが日帰りで受けられます。

●自己負担のめやす (基本報酬分・1ヶ月につき)

加算分や食費・日常生活費は別途負担となります。



	1割の場合	2割の場合	3割の場合
週1回程度の利用 要支援1・事業対象者	1,718円	3,435円	5,152円
週2回程度の利用 要支援2・事業対象者(※5)	3,521円	7,041円	10,562円

(※5)事業対象者のうち、利用者の状態により市が必要と認める場合には、例外的に要支援2と同様の利用が可能です。

一般介護予防事業

お元気な方も一緒に、お住まいの近くで健康づくりや介護予防に取り組めるよう、「一般介護予防事業」を実施しています。

住民の方々の運営による通いの場

のすっこ体操

のすっこ体操は、重りを使用した簡単な体操です。（「いきいき百歳体操」として全国各地で実施中）



のすっこ体操 HP

参加団体募集中！ 週 1~2 回、身近な地域の集会所等で行います。地域の皆さんで盛り上げていく活動です。

- のすっこ体操で使用する重りを貸し出します。
- のすっこ体操サポーター（ボランティア）が支援します。



楽しく体を動かすきっかけをつくりたい方は・・・

すこやかシニア体操

会場 白雲荘、コスモスの家
時間 10:00~11:00

介護予防リーダー（市民ボランティア）による簡単なリズム体操、軽体操、わがまち体操など

- 参加費は無料です。
- 動きやすい服装でご参加ください。
- 日程など詳細については、いきいきシニア（介護予防）カレンダー※6をご覧ください。

介護予防講座で学びたい方は・・・

出前講座

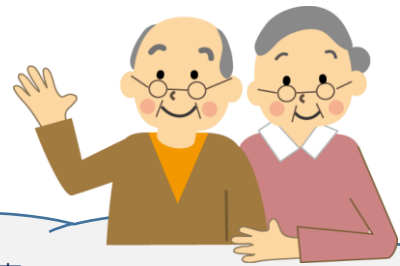


☆市・秘書課への事前の申し込みが必要です。

- 地域の集まりなどに介護予防についての講師を派遣します。
- 内容 「はじめよう！介護予防（貯筋体操編・忘れん脳生活編）」・「のすっこ体操」
「知っておきたい介護保険の話 ～自立した生活を続けるための介護予防～」

健康づくりについて学びたい方は・・・

はつらつ健康スタジオ



健康づくりや介護予防のための総合教室。
先生の指導のもと、転倒予防や認知症予防のための
ストレッチや筋力アップ体操、脳トレ、栄養・口腔講座 など

- ・参加費は無料です。
- ・動きやすい服装でご参加ください。
- ・会場、日程など詳細については、いきいきシニア（介護予防）カレンダー※6をご覧ください。

楽しくおしゃべりしたい方は・・・

わがまちサロン



介護予防リーダー（市民ボランティア）による軽体操、
レクリエーション、歌の合唱、おしゃべりタイム
など・・・（会場ごとに若干内容が異なります）

- ・参加費は無料です。
- ・会場、日程など詳細については、いきいきシニア（介護予防）カレンダー※6をご覧ください。

会話をする機会が少なく、お話し相手がほしい方は・・・

おはなし聴き隊（傾聴活動）



介護予防リーダー（市民ボランティア）
の訪問による傾聴活動

☆事前の申し込みが必要です。状況によりお受けできない場合もあります。

- ・介護予防リーダーが2人1組で、ご自宅にお話し相手に伺います。（月1回、1時間程度）
- ・個人情報保護のため、お聴きしたお話の内容等の秘密は厳守します。

※6 いきいきシニア（介護予防）カレンダーは、介護保険課、吹上・川里両支所、各公民館等の施設で配布しています。また市のホームページからもご確認できます。



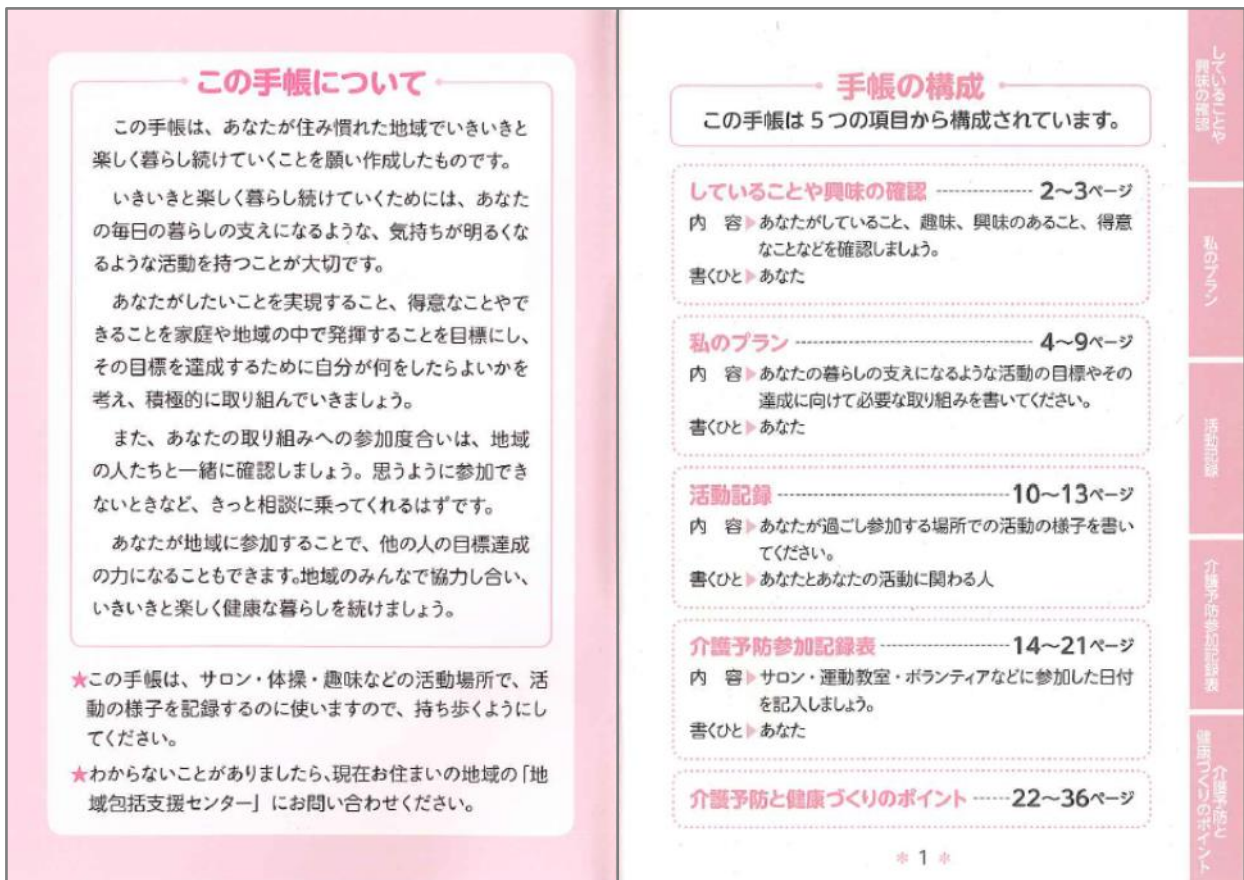
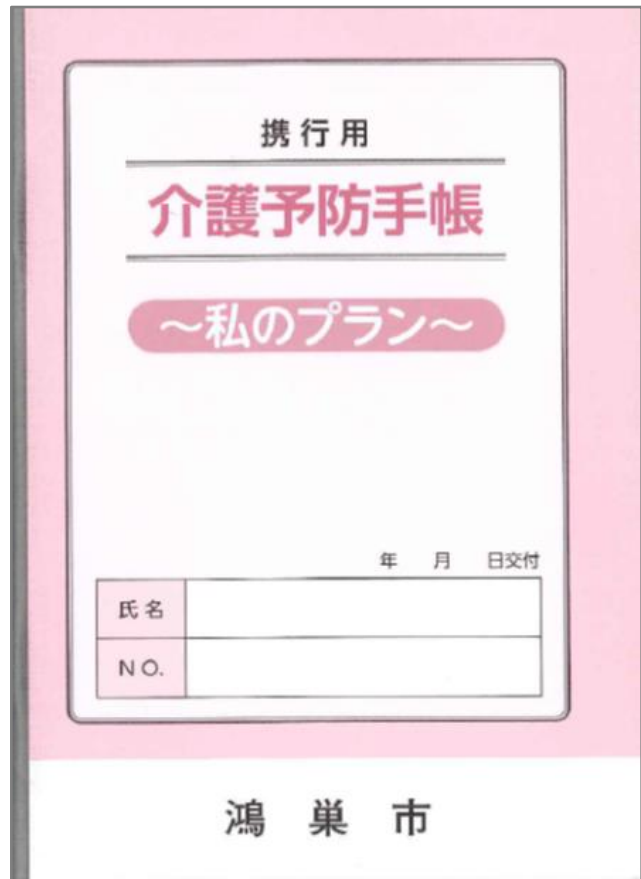
介護予防事業 HP

介護予防手帳

サロン、のすっこ体操等の一般介護予防事業に参加しながら、**介護予防手帳**を活用して、**元気な毎日**をすごしましょう！



※介護予防手帳は、65歳以上の方を対象に、介護保険課や介護予防教室、サロン等で配布をしています。



地域包括支援センター

鴻巣市では、地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市内5か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師または経験豊富な看護師の3職種がお互いに連携をとりながら、「チーム」として活動しています。

市内の高齢者の皆さんが、住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、元気な方から介護の必要な方まで、総合的な相談や支援、介護予防ケアプランの作成、地域のケアマネジャーの支援などを行っています。介護、福祉、健康、医療など、さまざまなご相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。

お困りのことがありましたら、お住まいの地域担当の地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師または経験豊富な看護師



社会福祉士

あなたの地区の地域包括支援センター



センター名	担当地区	連絡先	
① かわさとえん 川里苑	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曽根・赤城・赤城台・新井・上会下・北根・屈巢・境・関新田・広田	〒365-0014 鴻巣市屈巢 5158	電話 569-2650 FAX 569-1899
② こうのとりの	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稻荷町・赤見台・愛の町・東	〒365-0073 鴻巣市八幡田 849	電話 596-2223 FAX 595-0388
③ さいこう 彩香らんど	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町	〒365-0062 鴻巣市箕田 270-1	電話 595-3331 FAX 595-3330
④ しょうゆうえん まむろ翔裕園	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形	〒365-0043 鴻巣市原馬室 3335	電話 540-0294 FAX 541-4672
⑤ ふきあげえん 吹上苑	榎戸・大芦・鎌塚・北新宿・小谷・三町免・下忍・新宿・筑波・荊原・吹上・吹上富士見・吹上本町・袋・前砂・南・明用	〒369-0113 鴻巣市下忍 4461	電話 548-8991 FAX 548-8992



平成29年4月1日 初版発行
平成30年4月1日 第2版改定
平成30年8月1日 第3版改定
令和元年10月1日 第4版改定
令和4年 4月1日 第5版改定

鴻巣市役所 健康福祉部 介護保険課

電 話 048-541-1321 (代表)

F A X 048-541-1328

